

土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成22年3月30日規則第11号）の規定に基づき、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故等の防止を図り、もって市民が安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進することを目的として、老朽住宅及び建築物（以下「老朽住宅等」という。）の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「老朽住宅等」とは、別表第1、第2、第3に掲げる「住宅等の老朽度の測定基準」、「鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準」、「コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準」による評点が100以上になる住宅等をいう。

(補助対象)

第4条 補助の対象は、土佐清水市内に存する危険な老朽住宅等で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 土佐清水市内にある老朽住宅等であること。
- (2) 1年以上使用されていないことが確認できるもの。
- (3) 貸借権等がないこと。
- (4) 倒壊や火災により周囲の住家や一般国道、県道、市道、地区が指定する避難路に被害を及ぼすおそれのある住宅等である又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置し、下記の要件のいずれかに該当する住宅等であること。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理がおこなわれないことにより著しく景観を損なっている状態
 - エ その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 2 直ちに倒壊等のおそれがあり、緊急に除却しなければならない場合等、市長が認めた場合は、この限りではない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に該当する場合には補助の対象としない。
 - (1) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために行う除却である場合。
 - (2) 他の制度等により補助金の交付や補償等を受けている場合。
 - (3) 当事業の工事を請け負う者が、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認める場合。又は除却工事後に該当すると判明した場合。

(対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 土佐清水市内の老朽住宅等の所有者及び管理者であること。ただし、市長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。
- (2) 市税等及び高知県税を滞納していない者であること。
- (3) 土佐清水市暴力団排除条例(平成22年12月24日条例第31号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、老朽住宅等の所有者が、建設業の許可等を受けた者に依頼して行った除却工事に要した経費の一部とする。

2 前項の規定により、補助する額は1件あたり120万円を限度額とし、除却工事費又は、延床面積に毎年国土交通省が示す不良住宅等の除却費の単価を乗じた額の少ない額に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助対象としないときは、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、不交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し条件を付することができるものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定後に申請内容を変更もしくは事業を中止しようとするときは、速やかに土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その変更内容を審査し、適当と認めるときは、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により、変更承認の旨を補助事業者に通知するものとする。

(除却工事の完了報告)

第10条 補助事業者は、除却工事が完了したときは、速やかに土佐清水市老朽住宅等除却事業費完了実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条に規定する完了報告があったときは、速やかに内容の審査及び現地調査等をおこない、適当と認めるときは、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に補助金確定の旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の規定により、補助金確定の通知を受けた者は、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付請求書（様式第8号）により、市長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 代理請求及び代理受領を行う場合は、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付請求書（様式第8号）と代理請求及び代理受領委任状（様式第9号）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は、第2項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は確定通知を受けたとき。

- (2) 補助金の交付に関し付された条件に違反する等のこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 工事等の施工方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助金をその他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、土佐清水市老朽住宅等除却事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び検査）

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、施工者に対し除却工事等の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助金交付後において補助金の運用状況について検査することができるものとする。

（除却後の跡地利用）

第16条 補助対象者は、住宅以外の建築物を除却する場合は、除却後の跡地を地域の活性化等に事業を実施した年度の次年度の4月1日から3月31日の間の1年間供するようにしなければならない。

2 跡地の利用方法については、防災空地、ポケットパーク、地区住民への無償駐車場（狭隘な地区等）または地区等で計画的に利用する行事や催し等とする。

3 要綱の制定に伴い、旧要綱により規定された期間の跡地利用については、新要綱で制定された期間に変更できるものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。